

# 一般財団法人 新潟県水泳連盟

## 役員候補者選考委員会規程

### 【総則】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款に規定する役員の選考に当たり、役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）を設置及び必要な事項に関することを定める。

### 【審議事項】

第二条 本委員会は、本連盟の定款に定める役員の選考に当たり、次の事項を審議し、役員候補者を、評議員会に推薦する。

- (1) 候補者の選考に係る基本的考え方に関する事
- (2) 候補者の推薦、審査及び選考に関する事
- (3) その他必要と認める事

### 【委員長及び委員】

第三条 本委員会は、副会長・専務理事及び常務理事から若干名並びに監事から1名で構成し、10名以下とする。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

### 【任期】

第四条 委員の任期は、評議員会による委員会設置承認により任期が開始され、新役員が決定すると同時に任期満了となる。

### 【委員会】

第五条 本委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長が議長となる。

2 本委員会の議事は、委員の合意により決定する。

### 【変更・改廃】

第六条 本規程の変更若しくは改廃は、評議員会の決議により行う。

附則 本規則は、平成 28 年 5 月 14 日より施行する。

## 【新潟県水泳連盟・役員（理事及び監事）候補者の選定要領】

この要領は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の「役員候補選考委員会規程」に基づき、本連盟の役員（理事及び監事）候補者の選考に関する事項について定める。

### 1 役員選考に関する基本的な考え方

- (1) 水泳界に造詣が深く、水泳に精通し、各加盟団体との連携・協力できる者であること。
- (2) 本連盟の目的を理解し、その達成にむけて、諸会議・事業の企画・立案、財政確保に適切に対応できる者であること。
- (3) 高い倫理観を持ち。人格高潔で心身ともに健康な者であること。

### 2 選考方法

- (1) 候補者の選考は、本連盟理事、本連盟評議員及び有識者により構成した役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (2) 候補者については、上記「1. 役員選考に関する基本的な考え方」に基づき、委員から推薦された者の中から委員会にて選考する。

附則 本規則は、平成 28 年 5 月 14 日より施行する。